

【注意事項】

帰還困難区域等へ公益目的の一時立入りを申請される事業者の方へ

1. 公益目的の一時立入りとは

立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者が、自らの責任において帰還困難区域等に立入りを行うものです。公益目的とは、具体的には以下のような場合になります。これらの公益目的に該当しない場合は、帰還困難区域等へ立ち入ることはできません。

- (ア) 住民基本台帳等、それがなければ避難住民に対する公共サービスの遂行が著しく困難になる資料等を持ち出すために立入る場合
- (イ) 病院のカルテ等、それがなければ避難住民の健康の維持が著しく困難になる資料等を持ち出すために立入る場合
- (ウ) 事業の継続や雇用の維持のため、重要物品の持ち出し等を目的に立入る場合
 - 1 全国又は当該地域において重要な生産活動を行っている事業者
 - 2 生活必需品はじめ住民生活に密着した製品を製造している事業者
 - 3 地域の雇用に大きく貢献している事業者
 - 4 震災復興に関連する事業活動を行っている事業者
 - 5 地域経済を支える重要な事業活動を行っている事業者
- (エ) その他町長が公益上特に必要と認めるもの

2. 公益目的の一時立入りの流れ

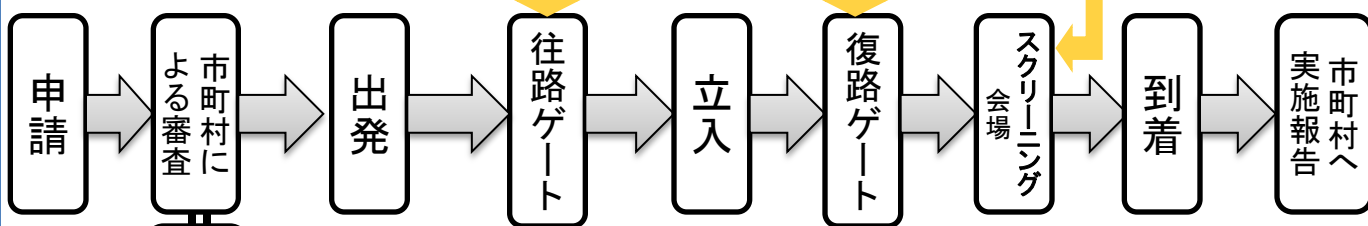
ゲートには、富岡町から発行された通行証及び申請書の写しに加え、運転手を含めて乗員全員が運転免許証等の公的な証明書を必ず持参して下さい。

※申請書に登録した車両、人員、ルート以外は立入ることはできません。

①立入者のスクリーニングを必ず行います。

②立入車両・搬出物品のスクリーニングはご自身で実施してください。

③搬出車両については、毛萱・波倉スクリーニング場・加倉スクリーニング場のみ可能です。



※ゲートの通過は、原則として1申請につき往復路各1回のみとなります。
※町内帰還困難区域への立入可能時間は、9:00~16:00となります。

3. 持ち出しに注意が必要なもの

以下のものについては、原子力災害現地対策本部の判断に準じ、持ち出しをご遠慮いただいております。

- ・食べ物、薬、化粧品
- ・生き物
- ・事業に関係のないもの
- ・スクリーニングの結果、1万3千cpmを超えたもの(裏面参照)
- ・屋外にある農機具など除染が困難なもの

4. 防護装備

放射線防護の観点から、以下の装備をご自身で用意し、着用の上、立入りを行ってください。

- ・防護服又は雨合羽(長袖・長ズボンの場合は不要)
- ・帽子
- ・マスク
- ・靴カバー
- ・ゴム手袋

5. 放射線管理

- ・帰還困難区域等への立入りに際して物品等を持ち出す場合は、GMサーベイメータ及び線量計を必ず用意してください。お持ちでない場合は市町村にご相談ください。また、物品の持ち出しを行わない立入りにおいても、個人の被ばく線量の管理のために線量計を必ず用意してください。
- ・「2. 公益目的の一時立入りの流れ」のスクリーニング(汚染の計測)会場では、身体及び車両のみスクリーニングを行うこととなっておりますので、**搬出物品については、ご自身でGMサーベイメータを使用して必ずスクリーニングを実施してください。**スクリーニングの結果、**1万3千cpmを超えたものは搬出をご遠慮ください。**
- ・一時立入りに際しては、一回の立入りあたり被ばく線量が**1mSv以内**となるよう線量計による管理を徹底してください。
- ・事業者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(除染電離則)を遵守してください。規則の詳細については、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

・GMサーベイメータ



搬出物品等の汚染を計測

・個人用積算線量計



身体が受けた被爆量を計測

6. 同意事項

帰還困難区域等への一時立入りにあたっては、以下の全ての事項を確認の上、同意する場合は申請書「⑤立入者」の「同意事項確認」欄にチェックをお願いします。

- 帰還困難区域が危険であることを十分認識し、自らの責任において立入りを実施します。
- 帰還困難区域を出る際には、自身の体及び立入車両について、確実にスクリーニングを実施し、必要があれば除染を行います。物品を持ち出す場合には、現場において積込み前に放射線測定を行い、汚染されていないもののみを持ち出すよう注意します。また、帰還困難区域に残されていた車両を搬出する場合には、必要があれば除染を実施した上で、汚染されていない車両のみを搬出します。
- 申請内容を遵守します。
- 立入場所(立入場所までの往復を含む。)においては、警察官等の指示に従います。
- 一時立入りに付随して発生するゴミ等の廃棄物は、除染が必要なものや使用した防護服を除いて立入者が責任を持って適正な処分をします。

7. その他

- ・申請内容と異なる行動が判明した場合、通行証が利用できなくなる場合があります。
- ・町内帰還困難区域へ立入できる時間は、9:00~16:00となります。
- ・申請書作成の際には、目的・搬出物・数量を具体的に記載してください。
- ・帰還困難区域に立ち入る際は、必ず申請書の写し及び通行証に加え、**運転手を含めて乗員全員が運転免許証等の公的な証明書を携行してください。**開閉ゲート等通過時又は入域時に、警察等からこれらの内容を確認される場合があります。
- ・**一時立入り終了後、報告書様式に基づき速やかに富岡町へ実施報告をしてください。提出がない場合、次回申請があっても通行証の発行はできませんので、御承知おきください。**

【注意事項】

公益一時立入り制度を利用される方へ

制度を利用される方は、下記のことを必ず携行し、ゲートを通過してください。
忘れた場合、ゲートを通過することはできません。

- ・ 町から発行される通行証の原本
- ・ 申請書(写)※1
- ・ 利用者全員の身分が確認できる書類（運転免許証等）
- ・ 放射線管理機器（個人線量計等）

※1 車両1台につき申請書(写)1部が必要となりますので、コピーしてご準備ください。

また、下記のように申請内容に変更があった場合、速やかに町に連絡し、変更手続きを行うようお願いいたします。なお、変更は開庁日（土・日・祝祭日を除く）のみ可能であり、通行証記載内容に変更が生じる場合は再発行となります。

連絡の無い変更が発覚した場合、ゲートを通過することはできません。

- ・ 登録した人員に変更が生じた場合
- ・ 登録した車両に変更が生じた場合
- ・ 登録したルートに変更が生じた場合
- ・ 登録したゲート通過時間に変更が生じた場合
- ・ 登録した搬出予定物品に変更が生じた場合

※変更手続きを行う場合、許可を受けている申請の申請書一枚目（下段の富岡町記入欄に日付と番号が記入済みの用紙）と変更内容を記載した用紙と一緒に申請となります。提出は、FAX・窓口・郵便にて開庁日に受付となります。

※通行証が再発行となる場合、再交付、再郵送に日数を必要としますので、早期のご連絡もしくは立入予定日の調整が必要となります。

※立入り終了後報告書の提出をお願いします。なお、立入り実績が無い場合でも報告書にその旨を記載し提出をお願いします。

※インフラ事業者を含む複数月の立入り事業者につきましては、1カ月に1度報告書の提出をお願いします。